

定 款

昭和鉄工株式会社

目 次

第1章	総則
第1条	商号
第2条	本店
第3条	目的
第4条	機関
第5条	公告方法
第2章	株式
第6条	発行可能株式総数
第7条	自己の株式の取得
第8条	単元株式数
第9条	単元未満株式についての権利
第10条	単元未満株式売渡請求
第11条	株主名簿管理人
第12条	株式取扱規則
第3章	株主総会
第13条	招集
第14条	定時株主総会の基準日
第15条	招集者および議長
第16条	電子提供措置等
第17条	決議の方法
第18条	議決権の代理行使
第4章	取締役および取締役会
第19条	取締役の員数
第20条	取締役の選任
第21条	取締役の任期
第22条	代表取締役および役付取締役
第23条	顧問および相談役
第24条	取締役会の招集者および議長
第25条	取締役会の招集手続
第26条	取締役会の決議方法
第27条	取締役の報酬等
第28条	取締役の責任免除
第5章	監査役および監査役会
第29条	監査役の員数
第30条	監査役の選任
第31条	監査役の任期
第32条	常勤の監査役および常任監査役
第33条	監査役会の招集手続
第34条	監査役会の決議方法

第 35 条 監査役の報酬等
第 36 条 監査役の責任免除

第 6 章 計算
第 37 条 事業年度
第 38 条 剰余金の配当の基準日
第 39 条 中間配当の基準日
第 40 条 配当の除斥期間

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、昭和鉄工株式会社と称し、英文では、Showa Manufacturing Co., Ltd. と表示する。

(本店)

第2条

当社は、本店を福岡県糟屋郡宇美町に置く。

(目的)

第3条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 空調機器および熱交換機の製造、販売
2. 各種鋳物の設計、製造、取付工事および販売
3. 高欄および橋梁用関連製品の設計、製造、施工および販売
4. 建築建具、内装仕上、板金および屋根工事の設計、監理、施工の請負
5. 広告宣伝用機器の設計、製造、施工および販売
6. 用水処理、廃水処理およびこれに関連する機械ならびに装置の設計、製造、施工および販売
7. 循環式冷温水濾過機およびこれに関連する機械ならびに装置の設計、製造および販売
8. 医療機器、乾燥機器、工作機械の製造据付および販売
9. 空調設備、給排水衛生設備、冷凍冷蔵設備、プラント設備および建築設備一般の設計、監理、施工の請負
10. 各種自動車車体の製造および販売
11. 工業炉ならびに付属装置の設計、製作および加工
12. 廃棄物処理装置の設計、製造、施工および販売
13. 前各号に付帯関連する一切の事業

(機関)

第4条

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は、240万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式売渡請求をする権利

(単元未満株式売渡請求)

第10条

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に支障または欠員あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

(決議の方法)

第17条

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社へ提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条

当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条

取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条

取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、これを代表取締役とする。

- ② 前項のほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
- ③ 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定することができる。

(顧問および相談役)

第 23 条

取締役会は、その決議によって顧問および相談役を置くことができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 24 条

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に支障または欠員あるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長にも支障あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第 25 条

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 27 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条

当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条

監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第 32 条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

- ② 監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を選定することができる。

(監査役会の招集手続)

第 33 条

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)

第35条

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条

当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第37条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第39条

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第40条

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(改正 昭和 36 年 5 月 23 日)
(改正 昭和 40 年 5 月 27 日)
(改正 昭和 42 年 5 月 22 日)
(改正 昭和 48 年 5 月 27 日)
(改正 昭和 49 年 5 月 28 日)
(改正 昭和 50 年 5 月 29 日)
(改正 昭和 54 年 6 月 22 日)
(改正 昭和 56 年 6 月 26 日)
(改正 昭和 57 年 6 月 25 日)
(改正 昭和 61 年 6 月 27 日)
(改正 昭和 63 年 6 月 24 日)
(改正 平成 2 年 6 月 28 日)
(改正 平成 3 年 6 月 27 日)
(改正 平成 4 年 6 月 26 日)
(改正 平成 5 年 6 月 29 日)
(改正 平成 6 年 6 月 29 日)
(改正 平成 10 年 6 月 26 日)
(改正 平成 14 年 6 月 27 日)
(改正 平成 15 年 6 月 27 日)
(改正 平成 16 年 6 月 29 日)
(改正 平成 18 年 6 月 29 日)
(改正 平成 19 年 6 月 27 日)
(改正 平成 21 年 6 月 25 日)
(改正 平成 29 年 6 月 28 日)
(改正 令和 4 年 6 月 28 日)